

2026(令和8)年2月12日

資料2

厚科審 第 8 号

令和8年2月6日

予防接種・ワクチン分科会長

脇田 隆字 殿

厚生科学審議会長

中山 健夫



「予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」について（付議）

標記について、令和8年2月3日付け厚生労働省発感0203第6号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

厚生労働省発感 0203 第 6 号  
令 和 8 年 2 月 3 日

厚生科学審議会長  
中山 健夫 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



諮詢書

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 24 条第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、別紙 1 「予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び別紙 2 「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求めます。

予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 定期の予防接種を行うA類疾病としてRSウイルス感染症を定めるとともに、その対象者を妊娠二十八週から妊娠三十七週に至るまでの間にある者とすること。（本則関係）
- 二 この政令は、令和八年四月一日から施行すること。（附則第一項関係）

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱

第一 予防接種法施行規則の一部改正

一 R S ウィルス感染症に係る予防接種を受けたことによるものと疑われる症状は、(一)及び(二)に掲げる症状とし、対象となる期間は、症状ごとに当該(一)及び(二)に掲げる期間とすること。

(一) アナフライカシ一 四時間

(二) その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの 予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

二 肺炎球菌感染症（高齢者かかるものに限る。）に係る予防接種を受けたことによるものと疑われる症状及び対象となる期間は、肺炎球菌感染症（小児かかるものに限る。）に係る予防接種を受けたことによるものと疑われる症状及び対象となる期間と同様とすること。

三 母子健康手帳の交付を受けた妊婦について、乳児又は幼児と同様に、予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとすること。

四 その他所要の改正を行うこと。

## 第二 予防接種実施規則の一部改正

一 RSウイルス感染症に係る定期の予防接種の実施方法は、組換えRSウイルスワクチン（出生した児に免疫の効果を得させることを目的とするものであつて、妊婦に接種するものに限る。）を妊娠ごとに一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとすること。

二 ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期の予防接種の実施方法から、組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを用いる方法及び組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを用いる方法を除くこと。

三 肺炎球菌感染症（高齢者かかるものに限る。）に係る定期の予防接種の実施方法は、沈降二十価肺炎球菌結合型ワクチンを一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとすること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第三 施行期日

この省令は、令和八年四月一日から施行すること。